

「群馬の豚」生産農場 登録要領

平成24年12月27日
24年群畜発第688号
公益社団法人群馬県畜産協会

（目的）

第1条 この要領は、群馬県内で豚を生産していることが確認できる農場を、公益社団法人群馬県畜産協会長（以下「会長」という。）が、「『群馬の豚』生産農場」として認めることにより、群馬県産豚の生産拡大に資することを目的として定める。

（登録の定義）

第2条 この要領において「登録」とは、第3条に定める登録の対象が第4条に基づいて申請した内容が、第5条の登録の基準に適合することを会長が証することをいう。

（登録の対象）

第3条 登録の対象は、群馬県内で豚を飼養する以下のいずれか（以下「対象農場等」という。）とする。

- （1）群馬県内に生産施設を有する個人あるいは法人が運営している農場
- （2）（1）を満たす複数の農場の集まりであって、飼養管理等に関する統一した規約を備えている集団

（登録の申請）

第4条 登録の申請は、対象農場等の代表者（以下「申請者」という。）が、別紙様式の登録申請書を会長に提出して行う。

2 第7条1項において規定される登録期間を経過後も、登録を継続する場合は、再度登録の申請を行わなければならない。

（登録の基準）

第5条 「『群馬の豚』生産農場」登録基準（以下「登録基準」という。）は次のいずれかとする。

肉用に出荷される豚全頭が、群馬県内において飼養される繁殖豚から生産され、群馬県内において肥育されたものであること。

（申請書の審査）

第6条 会長は、申請者から登録の申請があったときは、申請内容の登録基準への適合について審査する。

2 会長は、申請書の内容について、必要に応じて現地において調査を実施することができる。

3 会長は、申請書の内容について、必要に応じて協会以外の第三者に助言を求めることができる。

(登録)

第7条 第6条の審査の結果、登録基準に適合すると認めるときは、会長は申請者にその旨を通知するとともに、登録証を交付する。登録期間は登録証の交付日から1年を経過した年度の末日までとする。

2 第6条の審査の結果、登録基準に適合しないと認めるときは、会長は、申請者にその旨を通知する。

3 登録証の交付を受けた者(以下、「登録農場」という。)は、別に定める規格の標章を販売物の包装等に貼付し、あるいは標章を宣伝等に利用することを会長が認める。なお、その手続きについては別に定める。

(登録情報の公開)

第8条 会長は、登録農場の情報(登録申請概要書の内容を含む。)を協会ホームページにおいて公開する。

2 協会ホームページに登録情報が掲載されていることをもって、当該農場が登録されているものと見なす。

(登録農場の確認)

第9条 会長は、登録農場に年1回以上立ち入り、登録基準との適合状況を確認することができる。

(登録の取り消し)

第10条 登録農場は、登録基準に適合しない状況が生じた場合は、会長に速やかに登録の取り下げ申請を行わなければならない。

2 会長は、1の申請があったとき、または第9条の確認結果から登録基準に適合しなくなったと判断したときは登録を取り消し、登録農場にその旨通知する。

(費用の負担)

第11条 会長は、登録に必要な費用の一部を申請者に負担させることがある。詳細は会長が別に定める。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

(付則)

この要領は、平成24年10月30日より施行する

この要領は、平成24年12月27日より改定、施行する。